

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

(1) 計画の概要

本計画は、札幌市における今後の必要な障害福祉サービス等を計画的に提供できるよう、2025年度に示された第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る国の基本指針（以下「第8期国指針」という。）や第7期計画における実績等を勘案して、2029年度までの成果目標のほか、障害福祉サービスや障がい児通所支援、相談支援、地域生活支援事業等のサービス量見込みを定めるものです。

(2) 計画策定に向けて踏まえるべき制度内容

第8期国指針における基本的理念及び見直しの主なポイントについては、次に示します。



第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る国の基本指針

【基本的理念】

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害者の社会参加を支える取組定着

【基本指針見直しの主なポイント】

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制の確保
 - ・入所施設における居室の個室化等の推進
- 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- 障害児支援の提供体制の整備等
 - ・地域支援体制の構築に向けた児童発達支援センターの4つの中核的機能の確保
 - ・のぞまないセルフプランの解消に向けた支援と、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保
 - ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備
- 地域における相談支援体制の充実強化
 - ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
 - ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- 障害福祉サービスの質の確保等
 - ・ガイドライン等を踏まえた就労系サービスやグループホーム等の質の確保
- 高次脳機能障害者に対する支援
 - ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえた相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会の設置

2 障害福祉サービス等に関する成果目標

障がいのある方の自立支援の促進や共生社会の実現に向け、障害福祉計画（第8期）や障害児福祉計画（第4期）などの国の基本指針に即して、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として成果目標を設定します。

（1）成果目標 1 入所施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行者数

施設に入所している方の高齢化や障がい程度の重度化などが進んでいることから、地域移行者数の伸びは鈍化傾向にありますが、介護・見守り体制の充実をはじめとした目標達成に向けた方策を講じることで、国の基本指針を参考に、2021～2024年度の年平均増加率（2.2 %）の達成を目指すこととし、2029年度末までに70人（3.8 %）以上の方が地域へ移行することを目標として設定します。

札幌市 障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	考え方
2025年度末の施設入所者1,816人のうち、2029年度末において70人（3.8 %）以上の方が地域生活に移行することを目指します。	2021～2024年度の平均増加率から推計

施設入所者数の減少

地域移行以外の減少要因には死亡や長期入院等が挙げられますが、障がいの重い方を受け入れるグループホームの整備などによる施設入所者数自体の減少も重要です。

国の基本指針や施設入所支援のサービス利用実績から、2029年度末には5 %の減少を見込み、2025年度末の施設入所者数（1,816人）を、2029年度末までに91人（5 %）以上減少することを目 標として設定します。

札幌市 障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	考え方
2029年度末の施設入所者を、2025年度末の施設入所者数1,816人から91人（5 %）以上減少することを目指します。	国の基本指針に準ずる

せい かもくひょう たっせい ほうさく
成果目標 1 を達成するための方策

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ちいきいこうしえん ちいき 地域移行支援・地域 ていちゃくしえん しゅうてんとりくみ 定着支援 重点取組	ほうもんしえんいん せいしんかびょういん にゅういんかんじゃ そうだん おう 訪問支援員が精神科病院の入院患者の相談に応 じるほか、ピアサポーターや相談支援専門員など が、精神科病院入院患者及び障害者支援施設 にゅうしよしゃ しょうがいふくしき び ず じぎょうしやとう どうこう 入所者の、障害福祉サービス事業所等への同行 や住まい探し、緊急連絡体制の確保等、退院・退所 の支援に取り組むことにより、地域移行・地域 ていちゃく すいしん 定着を推進します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしきぶ 障がい保健福祉部
くるーぶほーむ せいび グループホームの整備 すいしん 推進	じゅうど しょう 障がいのある方を受け入れる くるーぶほーむ しんちくせいび うちぶ ほじょ おこなう グループホームの新築整備費の一部に補助を行う ことにより整備を推進し、地域における居住の場 じゅうじつ めざ の充実を目指します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしきぶ 障がい保健福祉部
せいしんしょう たいおう 精神障がいにも対応し ちいきほうかつけ あしす てむ た地域包括ケアシステム こうちく かんけいき かん 構築のための関係機関に きょうぎ ば せっち よる協議の場の設置	せいしんしょう たいおう ちいきほうかつけ あしす てむ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム こうちく めざ じりつしえんきやうぎ かいせいしんしょう しゃ の構築を目指し、自立支援協議会精神障がい者 ちいきいこうすいしんぶろ じえく ちーむ ぎろん 地域移行推進プロジェクトチームにおける議論 けいか ぶ いりよう ふくし かいごとうかんけいしゃ 経過も踏まえ、医療、福祉、介護等関係者による きょうぎ ば せっち けんとう すず 協議の場を設置し、検討を進めます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしきぶ 障がい保健福祉部
じゅうたくかく ほうようはいりよしゃ たい 住宅確保要配慮者に対 きょじゅう あんていかくほ する居住の安定確保の とりくみ 取組	しょう 障がいのある方などに対し、市営住宅入居者 ぼしゅう ちゅうせん じ じゅうぐう おこな 募集の抽選時に優遇を行っています。また、民間 じゅうたく ふくむじゅうたくしじょうぜんたい じゅうたくせーふてい 住宅を含む住宅市場全体で住宅セーフティ ねっ と あんぜんもう こうちく にゅうきょ たいきょ ネット（安全網）を構築し、入居から退去までを さばーと そうだんたいせい じゅうじつ こうれい サポートする相談体制の充実などにより、高齢の ひと しょう ひと じゅうたくかく ほうようはいりよしゃ 人や障がいのある人など、住宅確保要配慮者の きょじゅう ば あんていかくほ めざ 居住の場の安定確保を目指します。	けいぞく 継続	としきよく 都市局 しがいちせいびぶ 市街地整備部

とりくみ だい しょう ばっすい うえ さいけい
取組は第4章から抜粋の上、再掲しています。

(2) 成果目標 2 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

就労移行支援事業及び就労継続支援事業における一般就労への移行に向けた取組を評価するため、引き続き、一般就労への移行に係る目標として、移行者数を確認していく必要があります。

また、就労移行支援事業については、事業目的の実現や事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、サービス利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合も目標として設定していくことが求められます。

このため、2029年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を2024年度の移行実績の1.23倍（799人）とすることなどをめざすほか、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目 標として設定します。

札幌市 障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	かんが かんが 考 え 方
2029年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を2024年度の移行実績の1.23倍（799人）とすることをめざします。また、就労移行支援事業は1.16倍（396人）、就労継続支援A型は1.13倍（111人）、就労継続支援B型は1.40倍（292人）とすることをめざします。	2023～2025年度の年平均就労移行率をサービス利用者数に 乗 じ て 設 定
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることをめざします。	くに きほん しん じゅん 国の基本指針に 準 ず る

2023年度～2025年度の福祉施設（就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型）におけるサービス利用者数のうち、一般就労への移行者数の割合を計算し（各41.94％、5.07％、1.67％）、2029年度の各福祉施設における一般就労への移行者数を算出しています。

就労定着支援事業及び就労選択支援事業の利用者数

近年、多様な障がい特性のある方を含めた働く障がいのある方が増加しており、2018年に改正された障害者総合支援法において、新たに就労定着支援事業が創設されました。企業等における定着支援としては、ハローワークによる関係機関と連携した支援やジョブコーチの派遣などの雇用政策による支援、障害者就業・生活支援センターによる就業面・生活面の一体的な支援に加え、就業に伴う生活面の支援などを行っており、雇用・福祉施策それぞれの分野における地域の関係機関の連携を強化する必要があります。こうしたことから、国の基本指針に準じて、2029年度末の就労定着支援事業の利用者数について、2024年度末実績の1.47倍以上を目指すことを目標として設定します。

また、2025年には、本人の自立に向けた一般就労への移行を含め、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援事業が創設されました。その利用を促すため、国の基本指針に準じて、2029年度末の就労選択支援事業の利用者数について、1,300人以上とすることを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	考え方
2029年度末の就労定着支援事業の利用者数について、2024年度末実績の1.47倍以上を目指します。	国の基本指針に準ずる
2029年度末の就労選択支援事業の利用者数について、1,300人以上とすることを目指します。	国の基本指針に準じ、人口比を用いて設定

成果目標2を達成するための方策

取組	取組概要	区分	担当部
就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）	障がいのある方の一般企業等における雇用の促進と継続を図るため、就業と日常生活にかかわる相談支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、「ジョブサポーター」や支援員が職場を訪問し、本人と職場の双方に対し職場定着支援を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者就業支援事業	国との共催により、障がい者就職面接会を開催し、より多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのある方の就職活動を支援し、雇用促進を図ります。	継続	保健福祉部 障がい保健福祉部 経済観光局 経営支援・雇用 ろうどうたんとうぶ 労働担当部

とり組み 取組	とり組みがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター (就労者支援型) の運営	いっばんきぎょうとう しゅうろう しょう かた たい 一般企業等で就労している障がいのある方に対し、仕事上の悩みや生活に関する悩みの相談を受けるほか、利用者同士の交流の場を提供することにより、就業継続にかかわる総合的な支援を行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
しょう しゃでいーえつくす 障がい者 D X リスクリング事業	いっばんきぎょう しょう しゅうしよくご しょう しゃ こうど 一般企業に就職後の障がい者が高度な あいしーていーす きる み でいーえつくすじんざい ICTスキルを身につけ、DX人材として かつやく りす きり ん ぐ こうざ じっし 活躍するためのリスクリング講座を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけん 障がい保健福祉部
じゅうどししょう しょうとうしゅうろう 重度障がい者等就労 支援事業 重点取組	じゅうどししょう とう かた たい つうきん じ しょうば 重度障がい等がある方に対して、通勤時や職場 とう じゅうどほうもんかいご どうこうえんご こうどうえんご 等において、重度訪問介護、同行援護、行動援護 しょうがいふくし さーびす どうとう さーびす ていきよう の障害福祉サービスと同等のサービスを提供できる く に こうようしきく れんけい じっし よう、国の雇用施策と連携して実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
ちてきしょう かた 知的障がいのある方を たいしょう かいごしよくいん 対象とした介護職員 しょにんしやうせいこうざ 初任者養成講座	とくべつしえんがっこう せいとどう ちてきしょう かた 特別支援学校の生徒等（知的障がいのある方） が、介護をするために必要な技術や知識を身に つけ、地域の福祉への貢献や福祉関係への就労 かのうせい ひろ もくてき かいごしよくいんしょにんしや の可能性を広げることが目的に介護職員初任者 ようせいこうざ じっし 養成講座を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
しょう しゃ しゅうろう こうよう 障がい者の就労・雇用 に対する理解促進（障 がい者元気スキルアップ 事業）	しょう かいご しょう かい いっばんきぎょう こうようきかい 障がいのある方の一般企業における雇用機会を かくほ しょうばていちゃくりつ たか しょう しゃ 確保し、職場定着率を高めるために、障がい者 げんきすきる あつぷじぎょう しょう 元気スキルアップ事業により、障がいのある かた ふくし さーびす じぎょうしよ とく しゅうろうしえんけい 方、福祉サービス事業所（特に就労支援系） みんかんきぎょうとう たいしやう かくしゆせ みな しょうば 民間企業等を対象とする各種セミナー、職場 じっしゅう しょうぎやうしょうかい しょうばかいたく おこな 実習、職業紹介、職場開拓を行います。ま じりつしえんきぎょうざかい しゅうろうしえんすいしんぶかい つう た、自立支援協議会（就労支援推進部会）を通 じて、しょう しゃこうよう かん りかいそくしん ほか 障がい者雇用に関する理解促進を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
しょう しゃしゅうぎやうたいけん 障がい者就業体験 事業	しゅうろういこうしえんじぎょうしやとう しゅうろうくんれん う 就労移行支援事業所等で就労訓練を受けている しょう かいご たい いっばんきぎょうとう 障がいのある方に対し、一般企業等における しゅうぎやうたいけん きかい ていきよう いっばん 就業体験の機会を提供することにより、一般 しゅうろう む しゅうしよくかつどう やくだ 就労に向けた就職活動に役立てるとともに、 きぎやうがわ たい しょう かた うけい 企業側に対しても、障がいのある方の受入れを つう しょう しゃこうよう りかい いめーじ 通じて、障がい者雇用について理解しイメージ づくりを行うきっかけを提供することで、しょう おこな ていきよう しょう 障がいのある方の一般就労を推進します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

とり組み だい しょう ばっすい うえ さいけい
取組は第4章から抜粋の上、再掲しています。

(3) 成果目標3 障がい児支援の提供体制の整備等

インクルージョンの推進

障がいの有無にかかわらず全ての子どもが共に育つ環境整備を進めるため、障がいのある子どもの地域社会への参加や包容(インクルージョン)の取組をさらに推進する必要があります。

このため、2029年度末までに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画(第8期)・ 障がい児福祉計画(第4期)の成果目標	かんが かん 考え方
インクルージョン推進のため、2029年度末までに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。	くに 基本指針に 準 ずる

医療的ケア児等への支援

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の都道府県、圏域及び市町村への設置率は増加傾向にあり、本市でも2018年度に設置しています。こうした場を活用しながら、2021年に施行された医療的ケア児支援法や、その後の法改正を踏まえ、引き続き、地域における医療的ケア児等(成人期に移行した者や重症心身障がい児者を含む。)やその保護者に関する取組を進めていく必要があります。

このため、2029年度末までに、医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援の取組を推進することを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画(第8期)・ 障がい児福祉計画(第4期)の成果目標	かんが かん 考え方
2029年度末までに、医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援の取組を推進します。	げんこう とりくみ けいぞく 現行の取組を継続

障害児入所施設からの円滑な移行調整

令和6年施行の児童福祉法改正において、障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体は都道府県及び政令市であることが明確化されました。また、一定年齢以上で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障がい等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、22歳満了時(入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間)までの入所継続が可能とされました。

これらの動きを受けて、国の基本指針に準じて、入所している児童が18歳以降、大人にふさ

わしい環境へ円滑に移行できるように、2029年度末までに、移行調整に係る協議の場を設置することをめざすことを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	考え方
入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、2029年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することをめざす。	国の基本指針に準ずる

強度行動障がいの状態にある児の支援のための体制整備

強度行動障がいの状態にある児について、現状では障がい児支援において受入が困難であるため、同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲ある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もあります。

このため、2029年度末までに、強度行動障がいを有する児やその保護者に対する支援の取組を推進することを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	考え方
2029年度末までに、強度行動障がいを有する児やその保護者に対する支援の取組を推進します。	国の基本指針に準ずる

成果目標3を達成するための方策

取組	取組概要	区分	担当部
重症心身障がい児者 等受入促進事業	障害福祉サービス事業所に対し、看護職員配置に係る人件費、医療機器等の購入費及び設備改修費を補助することにより、事業所における重症心身障がい児者・医療的ケアを要する障がい児者の受入者数増加を図ります。	けいぞく 継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
医療的ケア児等の支援 体制構築事業	医療的ケア児等支援者養成研修を実施するとともに、医療的ケア児等の受入に関して助言・指導をするサポート医師を配置します。	けいぞく 継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

とりぐみ 取組	とりぐみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
いりようてき け あ じ 医療的ケア児 れ す ば い と じぎょう レスパイト事業	いりようてき け あ じ かぞく たい れ す ば い と じぎょう 医療的ケア児の家族に対するレスパイト事業と して訪問看護を提 供することで、医療的ケアを ひつよう しょう じ すこ せいちょう 必要とする 障 がい児が健やかに成 長でき、そ かぞく あんしん こそだ おこな かんきょう つく の家族が安心して子育てを 行 える 環 境を作りま す。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障 がい保健福祉部
いりようてき け あ じ とうけいれ 医療的ケア児等受入 たん きにゆうしよじぎょうしよほじよ 短期入 所事業所補助 じぎょう 事業	いりようてき け あ じ およ じゅうしょうしんしんしょう じ しゅくはく 医療的ケア児及び重 症心身障がい児を宿 泊 にて短期入 所で受け入れる体制を維持・改善す るため、医療型短期入 所事業所に対し宿 泊 うけいれすう おう ほじよ 受入数に応じて補助します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障 がい保健福祉部
ほうかご じどうくらぶ 放課後児童クラブへの かんごし はいち 看護師配置	いりようてき け あ じ う い ほうかご じどうくらぶ 医療的ケア児を受け入れる放課後児童クラブに かんごし はけん 看護師を派遣します。	けいぞく 継続	こ みらいきよく 子ども未来局 こそだ いくせいぶ 子ども育成部
こどもホスピスづくり かつどうしえん の活動支援	おも びょうき しょう こ あんしん す 重い病気や 障 がいのある子どもが安心して過 すことができる居場所「こどもホスピス」の早期 せつりつ じつげん ひろ しみん たい 設立が実現するよう、広く市民に対しこどもホス ピスの意義を広め、理解促進を図ることで、民間 だんたいなど すす い ぎ ひろ りかいそくしん はか みんかん 団体等が進めるこどもホスピスづくり活動を支援 します。	しんき 新規	こ みらいきよく 子ども未来局 こそだ いくせいぶ 子ども育成部
こうりつほいくじょ かんごし 公立保育所への看護師 はいち 配置	いちりつほいくえん かんごし はいち いりようてき 市立保育園において看護師を配置し、医療的 け あ じ う い ケア児を受け入れます。	けいぞく 継続	こ みらいきよく 子ども未来局 こそだ しえん ぶ 子育て支援部
しりつほいくじょ かんごし はいち 私立保育所の看護師配置 への補助 ほじよ	かんごし はいち いりようてき け あ じ う い 看護師を配置して医療的ケア児を受け入れる しりつほいくじょ ほじよ おこな 私立保育所に補助を 行 います。	けいぞく 継続	こ みらいきよく 子ども未来局 こそだ しえん ぶ 子育て支援部
いりようてき け あ じ しえん 医療的ケア児への支援 たいせい かく ほ 体制の確保	いちりつがっこう ざいがく いりようてき け あ じ あんぜん あんしん 市立学校に在学する医療的ケア児の安全・安心 がっこうせいかつ しえん ひつよう すべ がっこう な学校生活のため、支援が必要な全ての学校に かんごし はいち 看護師を配置します。	けいぞく 継続	きょういくいいんかい 教育委員会 がっこうきょういくぶ 学校教育部
ちてきしょう 知的障がいのある方を たいしょう かいごしよくいん 対象とした介護職員 しよにんしゃやうせいこうざ 初任者養成講座	とくべつしえんがっこう せいとう ちてきしょう かた 特別支援学校の生徒等（知的障がいのある方） かいご ひつよう ぎじゅつ ちしき み が、介護をするために必要な技術や知識を身に つけ、地域の福祉への貢献や福祉関係への就 労 かのうせい ひろ もくてき かいごしよくいんしよにんしゃ の可能性を広げることがを目的に介護職員 初任者 やうせいこうざ じっし 養成講座を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障 がい保健福祉部
さっぽろしりようてき け あ じ しえん 札幌市医療的ケア児支援 けんとうかい せいじんき 検討会における成人期への いこう かが けんとう 移行に係る検討 じゅうてんとりぐみ 重点取組	いりようてき け あ じ かぞく ちいき ささ 医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよ うにするため、関係者が一堂に会し、地域の課題 たいおうさく けいぞくてき いけんこうかん じょうほうきょうゆう や対応策について継続的に意見交換や情 報 共 有 はか もくてき さっぽろしりようてき じ を図ることを目的として、札幌市医療的ケア児 しえんけんとうかい せっち ば かつよう 支援検討会を設置しており、この場を活用して いりようてき け あ じ せいじんき いこう けんとう 医療的ケア児の成人期への移行についても検討 します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障 がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
はったつしょう 発達障がい者支援体制 せいびじぎょう 整備事業	こべつしえんふあいる「さぽーとふあいる 個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」 かつようそくしん しえんしゃ じんざいいくせい の活用促進、支援者の人材育成、 べあれんとめんたーとう かつよう かぞくしえん ペアレントメンター等の活用による家族支援、 ふきゅうけいはつきっし さくせい はいふ たりくみ 普及啓発冊子の作成・配布などの取組により、 はったつしょう かた しゃかい じゅうぶんかつやく 発達障がいのある方が社会で十分活躍できるよ う、支援体制を整備します。 また、はったつしょうがいしゃちいきしえんまねじゃー 発達障害者地域支援マネジャーによる、 しえんこんなん じれい きかんしえん くわ こういきできじんざい 支援困難な事例への機関支援に加え、広域的人材 によるきょうどうどうしょう かた しえん ふくし 強度行動障がいのある方を支援する福祉 さーびすじぎょうしやう しゅうちゅうてきしえんじぎょう じっし サービス事業所等への集中的支援事業を実施し ます。	かくじゅう 拡充	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

とりくみ だい しょう ばっすい うえ さいけい
取組は第4章から抜粋の上、再掲しています。

(4) 成果目標4 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の検証と効果的な支援体制の構築

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行を支援する地域生活支援拠点等を整備しています。障がいのある方の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築することが必要です。

こうしたことから、国の基本指針に準じて、2029年度末までの間、地域生活支援拠点等について、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、効果的な支援体制の構築を進めることを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	考え方
2029年度末までの間、地域生活支援拠点等について、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、効果的な支援体制の構築を進めます。	国の基本指針に準ずる

強度行動障がいに関する支援ニーズの把握と支援体制の充実

強度行動障がいを有する方は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困りごとが著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援の継続的な提供が必要です。現状では、意欲のある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もあります。

こうしたことから、国の基本指針に準じて、2029年度末までに、関係機関等による協議を踏まえた支援体制の充実に取り組むことを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	考え方
強度行動障がいを有する方への支援について、2029年度末までに、関係機関等による協議を踏まえた支援体制の充実に取り組みます。	国の基本指針に準ずる

成果目標4を達成するための方策

取り組み 取組	取組概要	区分	担当部
発達障がい者支援体制 整備事業	個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」 の活用促進、支援者の人材育成、 ペアレントメンター等の活用による家族支援、 普及啓発冊子の作成・配布などの取組により、 発達障がいのある方が社会で十分活躍できるよ う、支援体制を整備します。 また、発達障害者地域支援マネジャーによる、 支援困難な事例への機関支援に加え、広域的人材 による強度行動障がいのある方を支援する福祉 サービス事業所等への集中的支援事業を実施し ます。	かくじゅう 拡充	保健福祉局 障がい保健福祉部
地域生活支援拠点の 充実	相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、 専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを5 つの柱とする、障がいのある方の重度化・高齢化 や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能 をもつ「地域生活支援拠点」の運用をもって障が いのある方の生活を地域全体で支えるサービス 提供体制の充実を目指します。	けいぞく 継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
自立支援協議会の運営 および実効性のある取組の 強化	各部会（地域部会、専門部会）を中心に、障が いのある方の個別のニーズから地域課題を抽出 し、解決を図ることを目的として、情報の 共有、研修の開催等を通じて、関係機関相互の 連携体制の強化を図るとともに、地域の支援体制 の整備について協議を行います。 また、地域課題の解決に向けた各プロジェクトチ ームや各部会などの組織体制により、施策への 意見反映を行うなど、実効性のある取組を進めて いきます。	けいぞく 継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
複合的な福祉課題等を抱 えた市民に対する支援 体制の構築	複合的な福祉課題を抱えた世帯や、福祉制度のは ざま・隙間にあり、これまでの体制では十分な 支援が行えなかった世帯に対する、組織横断的な 支援を目的として、区保健福祉部に支援調整課を 設置し、関係課係が参加する複合支援推進会議 （支援調整会議・総合会議）の運用を通して、支援 方針の検討及び他係や関係機関との調整、役割 分担等を決定します。	けいぞく 継続	保健福祉局 総務部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ひきこもりや 8050 等の 孤独・孤立問題への対応 に向けた支援機関の連携 強化 重点取組	ひきこもりや 8050 問題をはじめ、孤独・孤立の 問題を抱える世帯への支援体制強化のため、 地域包括支援センター、障がい者相談支援 事業所、ひきこもり地域支援センター、生活 就労支援センター（ステップ）等の支援機関が 集まるネットワーク会議を開催し、活動紹介や 事例検討を行うなど、支援機関同士の連携の 取組を進めていきます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 そうむぶ 総務部 こうれいほけんふくしぶ 高齢保健福祉部 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

取組は第 4 章 から抜粋の上、再掲しています。

(5) 成果目標5 相談支援体制の充実・強化等

指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案(セルフプラン)について、札幌市では他都市と比較してセルフプラン率が高い傾向にあることから、適切なサービスを提供するためにも、障害福祉サービス利用者における現状把握・分析等を行いながら、のぞまないセルフプランの解消に向けた相談支援体制を確保する必要があります。

こうしたことから、2029年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画(第8期)・ 障がい児福祉計画(第4期)の成果目標	考え方
2029年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることをめざします。	国の基本指針に準ずる

成果目標5を達成するための方策

取組	取組概要	区分	担当部
相談支援事業の充実 重点取組	札幌市では各区に「札幌市障がい者相談支援事業所」を設置し、専門研修を修了した相談員が、障がいのある方やその家族、関係機関等からの相談に応じます。 また、地域支援員を配置して、区役所をはじめとする地域の関係機関や福祉関係者との連携を図るほか、地域で生活する障がいのある方をピアサポーターとして配置し、当事者主体による活動を支援しています。 さらに「基幹相談支援センター」を設置し、市内の「札幌市障がい者相談支援事業所」の后方支援を行うほか、計画相談支援や地域移行・地域定着支援の推進を行っています。 引き続き、行政・関係機関等の様々な分野との協力、役割分担について検討しながら、障がいのある方が地域で安心して生活することができるよう、相談支援事業の充実を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
じりつしえんきようぎかい うんえい 自立支援協議会の運営 およびじつこうせい とりくみ 及び実効性のある取組の きようか 強化	かくぶかい ちいきぶかい せんもんぶかい ちゅうしん しょう 各部会（地域部会、専門部会）を中心に、障 いのある方の個別のニーズから地域課題を抽出 し、解決を図ることを目的として、情報の きょうゆう けんしゅう かいさいとう つうじて かんけいき かんそうご 共有、研修の開催等を通じて、関係機関相互の れんけいたいせい きようか はかる ちいき しえんたいせい 連携体制の強化を図るとともに、地域の支援体制 の整備について協議を行います。 また、地域課題の解決に向けた各プロジェクト チームや各部会などの組織体制により、施策への いけんはんえい おこな じつこうせい とりくみ すす 意見反映を行うなど、実効性のある取組を進め ていきます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
ふくしきーび すていきよう 福祉サービス提供 じぎょうしゃとう たい けんしゅう 事業者等に対する研修 の実施	ふくしきーび すていきようじぎょうしゃとう たいしきょう さーびす 福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス ていきよう かが ぎじゆつてき しえん しつ こうじょう はか 提供に係る技術的な支援や質の向上を図ること を目的とした研修を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
ふくしぶんや ささ しよくいん 福祉分野を支える職員 じんざいいくせい きようか の人材育成の強化	れいわ ねん がつ さくてい こ ぎやくたいぼうし かん 令和5年3月に策定した「子ども虐待防止に関 する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」、 「札幌市一般事務（福祉コース）育成方針」に基 づき、協働による支援を実践できるよう、 キャリアラダー（ ）の活用や、ジョブ ローテーションの実施、各種研修等の充実によ り、組織的・計画的に、福祉職場を支えることの できる職員の人材育成を図ります。 （ 職務内容や必要なスキルを明確にし、下位 職から上位職へはしごを昇るように移行できる キャリア向上の道筋）	けいぞく 継続	そうむきよくしよくいんぶ 総務局職員部 ほけんふくしきよくそうむぶ 保健福祉局総務部 こ みらいきよく 子ども未来局 こ いくせいぶ 子ども育成部 じどうそうだんじょ 児童相談所ほか
しょう しゃそうだんしえんひ 障がい者相談支援費	いたくりよう かさんせいど そうだんいん しつ こうじょう 委託料の加算制度により、相談員の質の向上と しょうかいぜんあよ かんけいき かん さら れんけい はか 処遇改善及び関係機関との更なる連携を図りま す。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

とりくみ だい しょう ばっすい うえ さいけい
 取組は第4章から抜粋の上、再掲しています。

(6) 成果目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

持続可能で安定的な障害福祉サービス等を提供し、さまざまな障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とともに、それを担う人材が必要となります。

こうしたことから、市職員向けの取組と事業所支援の取組を両輪で推進していくことで、2029年度末までに、障害福祉サービス等の質の更なる向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進することを目標として設定します。

なお、本成果目標の進捗については、「4(12)障害福祉サービス等の質の向上(154頁)」の各項目の進捗をもって評価・検証を行います。

また、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や、事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障害福祉サービス等情報公表制度において、各事業所の情報が適切に公表されることが重要です。

このことから、国の基本指針に準じ、2029年度末までに、事業所の情報公表率及び更新率を100%とすることを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画(第8期)・ 障がい児福祉計画(第4期)の成果目標	かんが かんた 考え方
2029年度末までに、障害福祉サービス等の質の更なる向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進します。	げんこう とりくみ けいぞく 現行の取組を継続
2029年度末までに、事業所の情報公表率及び更新率を100%とすることをめざします。	くに きほんしんしん じゅん 国の基本指針に準ずる

成果目標6を達成するための方策

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
しょうがいふくし さーびすとう 障害福祉サービス等に かか しゅうだんしどう 係る集団指導	さっぽろし じっし しょうがいふくし さーびすとうじぎょうしょ 札幌市が実施する障害福祉サービス等事業所に たい しゅうだんしどう 対する集団指導において、よくある指摘事項、 ぎゃくたい かん じれい じぎょうしょ そういくふう 虐待に関する事例、事業所の創意工夫による ゆうりょう じれい しょうがいしゃそうどうしえんほう じどうふくしほう 優良な事例を、障害者総合支援法・児童福祉法 の解釈・趣旨に沿って説明・共有することで、 しょうがいふくし さーびすとう しつ こうじょう はか 障害福祉サービス等の質の向上を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう しょう 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
じぎょうしょ しつ こうじょう 事業所の質の向上 重点取組	ほうかいせい ちいき に ー ずとう ふ しょうがいふくし 法改正や地域のニーズ等を踏まえて、障害福祉 さーびすとう してい し じょうけんづ してい サービス等の指定の仕組み(条件付け指定・いわ そうりょうき せいとう てきせつ うんよう すいしん ゆる総量規制等)を適切に運用・推進することで、 ちいき じつじょう そく しつ たか さーび すていきようたいせい 地域の実情に即した質の高いサービス提供体制 の確保に努めます。また、重度障がいのある方や いりようてき け あ ひつよう かた う ざらかくほ かだい 医療的ケアが必要な方などの受け皿確保が課題と なっているサービスにおいては、各サービスの きょうきゅうじょうきょうとう おう してい てきせつ すす 供給状況等に応じた指定を適切に進めます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
じゅうど しょう 重度の障がいのある方 たい ちいきせいかつしえん に対する地域生活支援の じゅうじつ 充実	じゅうど しょう かた あんしん にちゅうかつどうとう 重度の障がいのある方が安心して日中活動等に さんか じゅうじつ ちいきせいかつ おく 参加しながら、充実した地域生活を送ることがで きるよう、重度の障がい児者を受け入れる生活 かいごじぎょうしょ じどうつうしよじぎょうしよ しんちくせいびひ いちぶ 介護事業所・児童通所事業所の新築整備費の一部 ほじょ おこな じんけんひ いちぶほじょ びひん に補助を行うほか、人件費の一部補助や備品 こうにゅう せつびかいしゅうほじょ おこな さーび すていきよう 購入・設備改修補助を行うなど、サービス提供 きばん せいび 基盤を整備します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
じゅうしょうしんしんしょう じしや 重症心身障がい児者 とうけいれそくしんじぎょう 等受入促進事業	しょうがいふくし さーびす じぎょうしょ たい かんごしよくいんはいち 障害福祉サービス事業所に対し、看護職員配置 にか じんけんひ いりようき きとう こうにゅうひおよ せつび に係る人件費、医療機器等の購入費及び設備 かいしゅうひ ほじょ じぎょうしよ 改修費を補助することにより、事業所における じゅうしょうしんしんしょう じしや いりようてき け あ よう しょう 重症心身障がい児者・医療的ケアを要する障 がい児者の受入者数増加を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
はったつしょう しゃしえんたいせい 発達障がい者支援体制 せいびじぎょう 整備事業	こべつしえんふ あいる さぼーとふ あいる 個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」 かつようそくしん しえんしゃ じんざいいくせい べ あれんとめん の活用促進、支援者の人材育成、ペアレントメン ター等の活用による家族支援、普及啓発冊子の さくせい はいふ とりくみ はったつしょう 作成・配布などの取組により、発達障がいのある ほう しゃかい じゅうぶんかつやく しえんたいせい の方が社会で十分活躍できるよう、支援体制を せいび 整備します。 また、発達障害者地域支援マネジャーによる、 しえんこんなん じれい きかんしえん くわ こういきてきじんざい 支援困難な事例への機関支援に加え、広域的人材 きょうどこうどうしやう かた しえん ふくし による強度行動障がいのある方を支援する福祉 さーびす じぎょうしやとう しゅうちゅうてきしえんじぎょう じっし サービス事業所等への集中的支援事業を実施し ます。	かくじゅう 拡充	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
ふくし さーび すていきようじ 福祉サービス提供事業 ぎょうしやとう たい けんしゅう 業者等に対する研修の じっし 実施	ふくし さーび すていきようじぎょうしやとう たいしやう さーびす 福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス ていきよう かが ぎじゅつてき しえん しつ こうじやう はか 提供に係る技術的な支援や質の向上を図ること もくてき けんしゅう じっし とを目的とした研修を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

とくみ 取組	とくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
しょう しょう しょう 障がい福祉人材確保・ 定着サポート事業の じっし 実施	ふくし かいご さーびす ぶんや ひとでぶそく 福祉・介護サービスの分野が人手不足にある じょうきよう こうりよ じぎょうしょ あんていてきうんえい かくほ 状況を考慮し、事業所の安定的運営を確保する ため、新任者や施設管理者等への研 修を実施する しんにんしゃ しせつかんりしゃとう けんしゅう じっし ほか、従業員の仕事定着や処遇改善を図るため じゅうぎょういん しょうばていちゃく しょうかいぜん はか のキャリアパス制度の導入・改善等の支援する きやりあばすせいど どうにゅう かいぜんとう しえん 取組や障害福祉サービス事業所の新規就 職 者 とくみ しょうがいふくし さーびす じぎょうしょ しんきしゅうしよくしゃ を増加させることを目的に、新卒者等に対して 障 ぞうか させることを目的に、新卒者等に対して しょう がい福祉の仕事の魅力を発信する取組を実施しま ふくし しごと みりよく はっしん とくみ じっし す。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
ふくしぶんや ささ しょういん 福祉分野を支える 職員 じんざいいくせい きょうか の人材育成の強化	れいわ ねん がつ さくてい こ ぎやくたいぼうし かん 令和5年3月に策定した「子ども虐待防止に関する しょうむ じゅうじ しょういん じんざいいくせいび じょん 職務に従事する 職員の人材育成ビジョン」、 さつぽろしいつばん じ む ふくし こーす いくせいほうしん もと 「札幌市一般事務(福祉コース)育成方針」に基づ き、協働による支援を実践できるよう、キャ きやうどう しえん じっせん きや リアアラダー()の活用や、ジョブローテーション じっし かくしゅけんしゅうとう じゅうじつ そしきてき の実施、各種研修等の充実により、組織的・ けいかくてき ふくししよくば ささ しょういん 計画的に、福祉職場を支えることのできる 職員 じんざいいくせい はか しょうむないよう ひつよう 人材育成を図ります。(職務内容や必要 す き めいかく か いしよく じょういしよく スキルを明確にし、下位 職 から上位 職 へはしご のぼ いこう きやりあこうじょう みちすじ を昇るように移行できるキャリア向上の道筋)	けいぞく 継続	そうむきよくしよくいんぶ 総務局職員部 ほけんふくしきよくそうむぶ 保健福祉局総務部 こ みらいきよく 子ども未来局 こ いくせいぶ 子ども育成部 じどうそうだんじょ 児童相談所ほか
しょう しゃそうだんしえんひ 障がい者相談支援費	そうだんいん しつ こうじょう しょうかいぜんあよ かんけいき かん 相談員の質の向上と処遇改善及び関係機関との さら れんけい はか あら いたくりよう かさんせいで 更なる連携を図るため、新たな委託料の加算制度 そうせつ を創設します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

とくみ だい しょう ばっすい うえ さいけい
取組は第4章から抜粋の上、再掲しています。

(7) 成果目標7 障がいのある方に対する理解促進（札幌市独自設定）

障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちとするためには、障がいのある方などに対する偏見や無理解といった意識の障壁を解消する心のバリアフリーを一人一人が理解することで、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことが必要となります。

こうしたことから、継続して心のバリアフリーの普及啓発に取り組むこととし、心のバリアフリーの意味も含めて理解している方の割合を2025年度の34.8%から2029年度で50.0%となるよう目標値として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	考え方
心のバリアフリーを理解している方の割合について、2029年度で50.0%を目指します。	障がい者計画の基本 目標及び重要課題の 解決に資する項目として 設定

成果目標7を達成するための方策

取組	取組概要	区分	担当部
ヘルプマークや ヘルプカードの普及を通 じた内部障がいや 認知症などの理解促進	難病や内部障がいなど、外見上分かりづらい障がいのある方にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮しやすい環境づくりを推進していきます。また、災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリー研修 の実施 重点取組	「心のバリアフリー」について学び、実践につなげることを目的として、市民、企業などを対象に「札幌市心のバリアフリー研修」を実施します。 また、障がいのある子どもや障がいのない子ども、その保護者が共同で楽しみながら心のバリアフリーについて学ぶ機会を提供します。	拡充	保健福祉局 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
こころ ばりあふりー 心のバリアフリーの でまえこうざ じっし 出前講座の実施	「こころ ばりあふりー」をテーマとして、しょう 障がいについて理解を深めることを目的に、しょうがいしゃさべつ 障害者差別 かいしょうほう 解消法にも触れつつ、しょう 障がいの特性や配慮の ほうほう 方法などについて説明する出前講座を実施しま す。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
たよう ばいたい かつよう 多様な媒体を活用した こころ ばりあふりー 心のバリアフリーの ふきゅうけいはつ 普及啓発	がいとうび じょん 街頭ビジョンにおけるこまーしゃる ほうえい 商業放映、ちかてつ 地下鉄 しゃないす て っ か - けいしゅつ 車内ステッカー掲出などにより、こころ 心の ばりあふりー バリアフリーのふきゅうけいはつ 普及啓発の促進を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

とりくみ だい しょう
取組は第4章から抜粋の上、さいけい
再掲しています。

3 障害福祉サービス等の提供にあたって

障害福祉サービス等の利用者が多様化するとともに、障害福祉サービス等を提供する事業者が増加する中で、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスを提供する観点から、事業者が提供する障害福祉サービス等の質の確保・向上や支援内容の適正化を図っていくことが重要です。

障害福祉サービス等の円滑な提供にあたっては、国の基本指針などの内容も踏まえ、下記の取組などにより、質の向上に努めます。



いちぶ ぜんこくへいきん の と さんてい くに ようせい ばあいなど へんこう かのうせい
 一部のサービスのうち全 国 平 均の伸びに止めて算 定することについて国 から 要 請がある場合等は 変 更する可能性 があります。
 たいしょう せいかつかいご しゅうろうけいぞくしえんえーがた しゅうろうけいぞくしえんぴーがた きょうどうせいかつえんじょ じどうはったつしえん
 (対 象 サービス) 生活介護、就 労 継 続 支援 A 型、就 労 継 続 支援 B 型、共 同 生 活 援 助、児 童 発 達 支 援、
 ほうかごとう
 放課後 等 デイサービス

4 しょうがいふくし りょうみこ 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の サ ー ビ ス 量 見 込 み

	サービス	たん い 単 位	2027年度	2028年度	2029年度
訪問系サービス	きょたくかいご 居宅介護	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	5,584	5,802	6,028
		りょうじかんすう じかん/つき 利用時間数(時間/月)	138,939	147,640	156,898
	じゅうどうほうもんかいご 重度訪問介護	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	644	691	742
		りょうじかんすう じかん/つき 利用時間数(時間/月)	180,165	193,460	207,760
	どうこうえんご 同行援護	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	481	485	488
		りょうじかんすう じかん/つき 利用時間数(時間/月)	9,966	10,033	10,101
	こうどうえんご 行動援護	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	1,088	1,163	1,243
		りょうじかんすう じかん/つき 利用時間数(時間/月)	19,438	21,018	22,749
日中活動系サービス	せいかつかいご 生活介護	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	5,385	5,435	5,485
		りょうにっすう にんにち/つき 利用日数(人日/月)	108,401	109,126	109,859
	じりつくねれん きのうくねれん 自立訓練(機能訓練)	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	121	145	169
		りょうにっすう にんにち/つき 利用日数(人日/月)	1,223	1,465	1,707
	じりつくねれん せいかつくねれん 自立訓練(生活訓練)	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	168	158	148
		りょうにっすう にんにち/つき 利用日数(人日/月)	2,023	1,809	1,595
	しゅくはくがたじりつくねれん 宿泊型自立訓練	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	52	49	46
		りょうにっすう にんにち/つき 利用日数(人日/月)	1,335	1,244	1,153
	しゅうろうせんたくしえん 就 労 選択支援	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	83	95	108
	しゅうろういこうしえん 就 労 移行支援	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	913	929	945
		りょうにっすう にんにち/つき 利用日数(人日/月)	16,108	16,407	16,713
	しゅうろうけいぞくしえんえーがた 就 労 継続支援 A 型	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	2,163	2,179	2,197
		りょうにっすう にんにち/つき 利用日数(人日/月)	41,625	41,687	41,756

一部のサービスのうち全国平均の伸びに止めて算定することについて国から要請がある場合等は変更する可能性があります。

たいしょう せいかつかいご しゅうろうけいぞくしえんえーがた しゅうろうけいぞくしえんびーがた きょうどうせいかつえんじょ じどうはったつしえん

(対象サービス)生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、

ほうかごとう

放課後等ディサービス

	サービス	たん 単 位	ねん ど 2027年度	ねん ど 2028年度	ねん ど 2029年度
日中活動系サービス	しゅうろうけいぞくしえんびーがた 就労継続支援B型	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	15,782	16,625	17,512
		りょうにっすう にんにち/つき 利用日数(人日/月)	285,339	300,580	316,617
	しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	552	632	723
	りょうようかいご 療養介護	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	320	320	320
	たんきにゅうしょ 短期入所(ショートステイ)福祉型	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	1,499	1,669	1,858
		りょうにっすう にんにち/つき 利用日数(人日/月)	11,567	12,585	13,692
	たんきにゅうしょ 短期入所(ショートステイ)医療型	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	187	221	261
		りょうにっすう にんにち/つき 利用日数(人日/月)	1,164	1,307	1,472
居住系サービス	じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	65	71	77
	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	7,611	8,351	9,164
		しょうがいしえんくぶん い か うち障害支援区分3以下	5,239	5,693	6,183
		しょうがいしえんくぶん いじょう うち障害支援区分4以上	2,372	2,659	2,981
		ていいんすう 定員数	9,193	10,087	11,068
	しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	1,775	1,752	1,729
	ちいきせいかつしえんきょてんどう 地域生活支援拠点等	せっちかしよすう 設置箇所数	1	1	1
		けんしょうおよ けんとう じっしかいすう 検証及び検討の実施回数	1	1	1
相談支援系サービス	けいかくそうだんしえん 計画相談支援	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	15,934	16,860	17,770
	ちいきそうだんしえん 地域相談支援 (地域移行支援)	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	19	20	20
	ちいきそうだんしえん 地域相談支援 (地域定着支援)	りょうにんずう にん/つき 利用人数(人/月)	35	37	39
障害児支援サービス	じどうはったつしえん 児童発達支援	りょうじどうすう にん/つき 利用児童数(人/月)	7,446	7,662	7,885
		りょうにっすう にんにち/つき 利用日数(人日/月)	84,731	87,197	89,734
	ほうかごとう 放課後等ディサービス	りょうじどうすう にん/つき 利用児童数(人/月)	11,760	12,229	12,629
		りょうにっすう にんにち/つき 利用日数(人日/月)	133,949	139,293	143,848

	サービス	単 位	2027年度	2028年度	2029年度
障害児支援サービス	保育所等訪問支援	利用児童数（人/月）	1,290	1,942	2,935
		利用日数（人日/月）	3,224	4,854	7,337
	居宅訪問型児童発達支援	利用児童数（人/月）	6	6	6
		利用日数（人日/月）	15	15	15
	福祉型 障害児入所支援	利用児童数（人/月）	49	49	49
	医療型 障害児入所支援	利用児童数（人/月）	78	78	78
	障害児相談支援	利用児童数（人/月）	3,241	3,331	3,433
	医療的ケアを必要とする 障がいのある子ども の支援関係	サポート医師による 巡回指導回数	519	519	519
		医療的ケア児支援者 養成研修受講者数	85	85	85
発達障がい者支援	発達障がい者支援地域 協議会の開催	開催回数	2	2	2
	発達障害者支援センター による相談	相談件数	900	900	900
	発達障害者支援センター による機関支援・ 研修等	関係機関への助言件数	800	800	800
		外部機関や地域 住民への研修、 啓発件数	250	250	250
	ペアレントトレーニング等の 支援プログラムの実施	受講者数	20	20	20
	ペアレントメンターの 養成	ペアレントメンター の人数	27	27	27
	ピアサポート活動支援 の実施	ピアサポート活動 支援への参加人数	250	250	250

	サービス	単 位	2027年度	2028年度	2029年度
高次脳機能障害者支援	高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数	設置箇所数	2	2	2
	高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数	開催回数	1	1	1
	高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数	配置人数	2	2	2
	高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数	相談件数	1,000	1,300	1,600
	高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	研修回数	1	1	1
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議	開催回数	3	3	3
		目標設定・活動状況の把握及び評価実施回数	1	1	1
	精神保健福祉相談員講習会等の実施回数	実施回数	1	1	1
	精神障がいのある方の障がい福祉サービス種別ごとの利用者数	地域移行支援の利用者数（人/年）	17	18	18
		地域定着支援の利用者数（人/年）	32	33	34
		共同生活援助の利用者数（人/月）	3,542	3,862	4,178
		自立生活援助の利用者数（人/月）	73	78	86
		自立訓練（生活訓練）の利用者数（人/年）	109	107	105
		短期入所の利用者数（人/年）	328	352	376

	サービス	単 位	2027年度	2028年度	2029年度
相談支援体制の充実・強化等	総合的・専門的な 相談支援の実施	実施の有無	あり 有	あり 有	あり 有
	市町村の相談支援 体制の強化	人材育成等の取組に参加 する相談支援事業所の、 管内の全ての相談支援 事業所に占める割合(%)	13	13	13
		協議会への関与の有無	あり 有	あり 有	あり 有
	機関相談支援セン ターにおける主任 相談支援専門員	配置数	4	4	4
	協議会における 地域課題の検討を 通じた、地域にお ける障がい者の 支援体制の整備に 向けた取組	協議会の実施回数	6	6	6
		議題とした地域課題の数	1	1	1
	協議会の専門 部会	設置数	3	3	3
		実施回数	7	7	7
地域生活への移行	福祉施設 の 入所者の 意向確認担当者 の 地域生活への移行 に向けた支援回数	相談回数	3,594	3,548	3,502
視念に立つたケアの充実のための生産性	指定権者ごとに 福祉・介護職員等 処遇改善加算を 取得している 事業所の割合	割合(%)	90	91	92
	福祉人材確保・ 定着サポート 事業	研修実施回数	26	26	26
		キャリアパス訪問相談 件数	30	30	30
		魅力発信事業説明会開催 件数	3	3	3

	サービス	たん 単 位	2027年度	2028年度	2029年度
障害福祉サービス等の質の向上	障害福祉サービス 等に係る各種研修 の実施	の 延べ受講人数	1,520	1,520	1,520
	障害福祉サービス 等に係る集団指導・ 審査結果共有	参加事業所数	2,500	2,500	2,500
		実施回数	1	1	1
	障がい児地域支援 マネジメント事業 の実施	訪問回数	813	813	813



(1) 訪問系サービス

地域で生活していくために必要な訪問系サービスを、障がいの種別にかかわらず充実させていきます。

訪問系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

- 利用人数：月間の実利用人数
- 利用時間数：月間の延べサービス利用時間数

居宅介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的・精神障がいにより常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。

同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

行動援護

知的または精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。

重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする方であって、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

(2) 日中活動系サービス

障がい^{しょうがい}の種別^{しゅべつ}に関わりなく、地域^{ちいき}でいきいきと生活^{せいかつ}することができるよう、日中活動系サービス^{にっちゅうかつどうけい}を充実^{じゅうじつ}させていきます。

日中活動系サービス^{にっちゅうかつどうけい}の見込量^{みこりょう}は、各年度^{かくねんど}における1か月あたりの総量^{そうりょう}を見込んだものであり、単位^{たんい}の考え方^{かんがえ}は次のとおりです。

- 利用人数^{りようにんずう}：月間^{げっかん}の実利用人数^{じつりようにんずう}
- 利用日数^{りようにっすう}：月間^{げっかん}の延べサービス利用日数^{りようにっすう}

生活介護^{せいかつかいご}

常時介護^{じょうじかいご}を必要とする方^{かた}に対し、昼間^{たいひるま}、入浴^{にゅうよく}、排せつ^{はい}、食事^{しょくじ}の介護^{かいご}などを行うとともに、創作^{そうさく}的な活動^{かつどう}または生産活動^{せいさんかつどう}の機会^{きかい}を提供^{ていきょう}し、身体機能^{しんたいきのう}又は生活能力^{せいかつのもち}の向上^{こうじょう}のために必要な支援^{しえん}を行います。

自立訓練（機能訓練）^{じりつくねん きのうくねん}

身体機能^{しんたいきのう}や生活能力^{せいかつのもち}の維持^{いじ}、向上^{こうじょう}等のため、一定期間^{いっていきかん}、理学療法^{りがくりょうほう}、作業療法^{さぎょうりょうほう}その他必要^{たひつよう}なリハビリテーション^{せいかりてーしょん}、生活等^{せいかつどう}に関する相談^{かんそう}及び助言^{じょげん}その他必要^{たひつよう}な支援^{しえん}を行います。

自立訓練（生活訓練）^{じりつくねん せいかつくねん}

生活能力^{せいかつのもち}の維持^{いじ}、向上^{こうじょう}等のため、一定期間^{いっていきかん}、入浴^{にゅうよく}、排せつ^{はい}及び食事等^{おしょくじどう}に関する必要^{かんひつよう}な訓練^{くねん}、生活等^{せいかつどう}に関する相談^{かんそう}及び助言^{じょげん}その他必要^{たひつよう}な支援^{しえん}を行います。

宿泊型自立訓練^{しゅくはくがたじりつくねん}

生活能力等^{せいかつのもちどう}の維持^{いじ}、向上^{こうじょう}のため、一定期間^{いっていきかん}、居室^{きょしつ}その他の設備^{たせつび}を提供^{ていきょう}し、家事等^{かじどう}の日常生活^{にちじょうせいかつ}能力^{のうりよく}を向上^{こうじょう}するための支援^{しえん}、生活等^{せいかつどう}に関する相談^{かんそう}及び助言^{じょげん}その他必要^{たひつよう}な支援^{しえん}を行います。

就労選択支援^{しゅうろうせんたくしえん}

障がい^{しょうがい}のある方が就労先^{かた}・働き方^{しゅうろうさき}についてより良い選択^{はたらかた}ができるよう、就労アセスメント^{しゅうろう}の手法^{しゅほう}を活用^{かつよう}して、本人^{ほんにん}の希望^{きぼう}、就労能力^{しゅうろうのうりよく}や適性^{てきせい}等に合った選択^{あせん}を支援^{しえん}します。

就労移行支援^{しゅうろういこうしえん}

一般企業^{いっぽんきぎょう}での就労^{しゅうろう}を希望^{きぼう}する方に、就労^{かた}に必要な知識^{しゅうろう}及び能力^{ひつよう}向上^{ちしきおよ}のため、一定期間^{のうりよくこうじょう}、事業^{いっていきかん}所内^{じぎょう}や企業^{きぎょう}における生産活動等^{せいさんかつどう}の機会^{きかい}の提供^{ていきょう}、必要^{おこな}な訓練^{ひつよう}、求職活動^{くんれん}に関する支援^{きゅうしょくかつどう}、適性^{しえん}にあった職場探し^{てきせい}や就労後の職場定着^{しゅうろうご}のための支援^{しよくばていちゃく}を行います。

就労継続支援A型^{しゅうろうけいぞくしえん がた}

雇用契約^{こようけいやく}に基づく就労^{しゅうろう}の機会^{きかい}を提供^{ていきょう}するとともに、生産活動等^{せいさんかつどう}の機会^{きかい}の提供^{ていきょう}、就労^{しゅうろう}に必要な知識^{ちしきおよ}及び能力^{のうりよく}の向上^{こうじょう}のために必要な訓練^{ひつよう}、その他必要^{しえん}な支援^{おこな}を行います。

就労継続支援B型^{しゅうろうけいぞくしえん がた}

雇用契約^{こようけいやく}を結ばずに、生産活動等^{せいさんかつどう}の機会^{きかい}の提供^{ていきょう}、就労^{しゅうろう}に必要な知識^{ちしきおよ}及び能力^{のうりよく}の向上^{こうじょう}のために必要な訓練^{ひつよう}、その他必要^{しえん}な支援^{おこな}を行います。

就労定着支援

雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上でのさまざまな問題に関する相談、助言
その他必要な支援を行います。

療養介護

医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び
日常生活上の支援を行います。

短期入所（ショートステイ）福祉型

介護する方が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所において、入浴、排せ
つ、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。

短期入所（ショートステイ）医療型

介護する方が病気の場合などに、一時的に、医療機関などにおいて、入浴、排せつ、食事の
介護等の日常生活上の支援を行います。

(3) 居住系サービス

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）について、その運営をおこ
なう社会福祉法人などに必要な支援を行い充実を図るとともに、地域生活支援拠点等の整備や、
地域移行支援・地域定着支援等の推進とあわせ、入所施設や病院から地域生活への移行を進
めます。

居住系サービス等の見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであ
り、単位の考え方は次のとおりです。

□ 利用人数：月間の実利用人数

自立生活援助

一人暮らしの方などに、一定期間、定期的な居宅訪問や、随時の相談に応じるなど、必要な情
報の提供や助言、関係機関との連絡調整などの支援を行います。

共同生活援助

主に夜間において、共同生活をおこなう住居で、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関す
る相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

施設入所支援

施設入所する方に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等を運営するとともに、その機能の充実に向けた検証や検討を行います。

(4) 相談支援系サービス

障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援サービスを充実させていきます。

相談支援サービスの見込量は、各年度における1か月（地域相談支援は1年）あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

- | | |
|--|--------|
| ☐ 利用人数：月間の実利用人数 | 計画相談支援 |
| ☐ 利用人数：年間の実利用人数 | 地域相談支援 |

計画相談支援

サービスの支給決定におけるサービス等利用計画案を作成し、サービス事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

地域相談支援

住宅の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に関する支援を行います。

(5) 障害児支援サービス

障がいのある子どもの発達を支援するため、児童福祉法に基づく障害児支援を充実させていきます。また、児童発達支援センターを地域における中核的支援施設としながら、障害児通所支援事業所や障害児入所施設、行政機関等、さまざまな関係機関連携のもと、障がい種別に関わらず、ひとりひとりの障がいの状況に応じた適切な支援の実施を図るとともに、重層的な支援体制づくりを進めていきます。

障害児支援サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

- 利用児童数：月間の実利用人数
- 利用日数：月間の延べサービス利用日数

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流促進、その他必要な支援を行います。

保育所等訪問支援

専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言等、必要な支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援

専門職員が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。

福祉型障害児入所支援

施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための訓練などを行います。

医療型障害児入所支援

施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための訓練のほか、治療などを行います。

障害児相談支援

障害児通所支援の支給決定における障害児支援利用計画案を作成し、障害児通所支援事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

医療的ケアを必要とする障がいのある子どもの支援関係

医療的ケアを必要とする障がいのある子どもを支援する学校や事業所等へのサポート医師による巡回指導等を実施するとともに、医療的ケア児支援者養成研修の充実により、地域におけるサポート体制づくりを推進します。

(6) 発達障がい者支援

「発達障害者支援法」にもとづき、発達障がいに対する正しい理解の促進、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援の実施に向け、支援体制の充実を図ります。

発達障がい者支援地域協議会の開催

発達障がい児者やその家族、学識経験者、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者が地域における支援体制整備の充実について協議を行う協議会を開催します。

発達障害者支援センターによる相談

発達障がいに関する専門的な相談、支援が必要な方に対し、発達障害者支援センターにおいて、発達、就労等に関する相談を実施します。

発達障害者支援センターによる機関支援・研修等

発達障害者支援センターにおいて、福祉、教育、司法等の関係機関に対し、発達障がいに関する専門的な助言などの機関支援を行います。とくに、発達障害者地域支援マネージャーは、二次障がいや行動障がいがあるなど、支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの機関支援を行います。

また、見た目ではわかりづらい発達障がいの特性に関する理解が深まるよう、外部機関や地域住民への研修、普及啓発を実施します。

ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施

保護者が子どもの発達障がいの特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するため、ペアレントプログラム（主に子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に子どもへの対応方法を身につける）を実施します。

また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施します。

ペアレントメンターの養成

発達障がい児の子育て経験のある保護者が、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者に対して相談を行うペアレントメンターの養成を行います。

ピアサポート活動支援の実施

発達障がいのある方や保護者、家族同士が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援を実施します。

(7) 高次脳機能障害者支援

「高次脳機能障害者支援法」に基づき、高次脳機能障がいへの理解を促進するとともに、高次脳機能障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる切れ目のない支援の実施に向け、支援体制の充実を図ります。

高次脳機能障害者支援センターの設置

高次脳機能障がい者が、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、高次脳機能障害者支援センターを設置します。

高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置

高次脳機能障がい者及びその家族等に対する専門的な相談支援を行います。

高次脳機能障害者支援センターにおける相談

高次脳機能障がい者やその家族、その他の関係者に対し、専門的に相談に応じ、情報の提供や助言を行います。

高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発

医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し高次脳機能障がいについての情報の提供及び研修を行います。また高次脳機能障がいに対する理解を深めるため市民や医療、保健、福祉の業務に従事する者に対し、必要な知識の普及啓発を行います。

高次脳機能障害者支援地域協議会の開催

高次脳機能障害者がい者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者が高次脳機能障害者に対する支援体制の整備を図るため協議会を開催します。

(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制づくりを推進します。

保健・医療・福祉関係者による協議

保健、医療（精神科）、福祉、介護、障害のある方、家族の参加をえて、地域包括ケアシステムを構築について協議します。また、札幌市の実情に応じた目標設定や取組、活動状況の把握、評価を行います。

精神保健福祉相談員講習会等の実施回数

精神障害者及び精神保健に課題を抱える方に対する相談及び援助の充実を図るために必要となる精神保健福祉に関する研修を行います。

精神障害のある方の障害福祉サービス種別ごとの利用者数

地域包括ケアシステムを構築するため、精神障害のある方の障害福祉サービスの利用状況を把握し、協議の場における検討等に活かしていきます。

(9) 相談支援体制の充実・強化等

障害のある方や家族の地域生活を支えるため、生活に関わる全般的な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や利用のための援助、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助など、総合的な支援を行います。

総合的・専門的な相談支援の実施

障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

市町村の相談支援体制の強化

機関相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成のために研修や連携強化のための会議等を実施し、市町村の相談支援体制の強化を図ります。

基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員

地域の相談支援事業者に対する専門的な助言等の支援、計画相談支援・地域相談支援における連携強化の推進等を行います。

協議会における個別事例を通じた、地域における障がい者の支援体制の整備に向けた取組

協議会において地域における障がい者の支援体制の整備等について課題を検討する体制を確保し、支援体制の開発や改善を図ります。

協議会の専門部会

就労支援、相談支援、子ども等、分野別に関係者が集まり、関係者間の情報共有や研修等を開催し、部会員の資質向上や施策提言等を行います。

(10) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活移行にあたっては、適切な意思決定支援を行います。

意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援

地域移行等意向確認等に関する指針に従い、本人の意向確認が適切に行われるよう支援します。

(11) 障がい福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

障がい福祉人材の確保・定着やケアの充実を目指し、研修や職場改善を図ります。

障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施

障害福祉サービス事業所における人材確保・定着、サービスの質の向上を図るため、事業所管理者向け研修や児童指導員等を対象に初任者研修を実施します。また、障害福祉サービス事業所等におけるキャリアパス制度の導入支援や専門学校等との連携により、新卒者等に対し障がい福祉の仕事の魅力を発信していきます。

福祉・介護職員等処遇改善加算の取得

障害福祉サービス等事業者における「福祉・介護職員等処遇改善加算」の取得に向けた周知・支援を引き続き実施し、福祉・介護職委員の職場環境の改善と人材の確保・定着を図ります。

(12) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る集団指導や研修の実施等により、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

障害福祉サービス等にかかる各種研修の実施

障害福祉サービス等にかかる市職員向け研修を引き続き実施し、障害福祉サービス等についての理解をより一層深めていきます。

障害福祉サービス等に係る集団指導

札幌市が実施する障害福祉サービス等事業所に対する集団指導において、よくある指摘事項、虐待に関する事例、事業所の創意工夫による優良な事例を、「障害者総合支援法」「児童福祉法」の解釈・趣旨に沿って説明・共有することで、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

障がい児地域支援マネジメント事業の実施

地域に配置された障がい児地域支援マネージャーが、担当地区内の障害児通所支援事業所を訪問して、療育情報の把握と提供、療育への技術支援や関係機関との支援調整を行います。

5 地域生活支援事業等のサービス量見込み

	サービス	単 位	2027 ねんど 年度	2028 ねんど 年度	ねんど 2029年度
地域生活支援事業（必須事業）	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	あり	あり	あり
	自発的活動支援事業	実施の有無	あり	あり	あり
	障がい者相談支援事業	箇所数	19	19	19
	基幹相談支援センター	設置の有無	あり	あり	あり
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	あり	あり	あり
	住宅入居等支援事業	実施の有無	あり	あり	あり
	成年後見制度利用支援事業	市長申立て実利用人数	13	13	13
		本人・親族申立ての報酬助成件数	312	393	495
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	あり	あり	あり
	手話通訳者派遣事業	利用人数	574	574	574
	要約筆記者派遣事業	利用人数	42	42	42
	手話通訳者設置事業	通訳者数（専従＋登録者）	74	74	74
	介護・訓練支援用具	年間の総給付件数	205	199	201
	自立生活支援用具		491	481	488
	在宅療養等支援用具		442	428	433
	情報・意思疎通支援用具		287	288	282
	排泄管理支援用具		41,865	41,931	41,691
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		60	58	58
	手話奉仕員養成研修事業	修了件数	312	312	312
	移動支援事業	利用人数	3,092	3,127	3,162
		のべ利用時間数	374,941	385,830	397,091

	サービス	単 位	2027 ねん 年度	2028年度 ねん 年度	2029年度 ねん 年度
地域生活支援事業（必須事業）	ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	か しょすう 箇所数	21	21	21
	きのうきようかじぎょう 機能強化事業	りようにんずう 利用人数	302	302	302
	はったつしょう 発達障がい者支援	か しょすう 箇所数	1	1	1
	センター運営事業	りようにんずう 利用人数	410	410	410
	しょう 障がい児等療育支援事業	サービス提供事業所数	4	4	4
	せんもんせい 専門性の たかいし 高い意思 そつうしえん 疎通支援 を 行う ものの ようせい 養成 けんしゅう 研修 事業	しゅわつうやくしゃようせい 手話通訳者養成 けんしゅうじぎょう 研修事業	10(5)	10(5)	10(5)
		ようやくひつきしゃようせい 要約筆記者養成 けんしゅうじぎょう 研修事業	16(9)	16(9)	16(9)
		もう 盲ろう者向け つうやく 通訳・介助員養成 けんしゅうじぎょう 研修事業	しゅうりょうしゃすう 修了者数 (登録者数)	8(5)	8(5)
		しつごしょうしゃむ 失語症者向け いしそつうしえんしゃ 意思疎通支援者 ようせいけんしゅうじぎょう 養成研修事業	0(0)	22(22)	0(0)
	せんもんせい 専門性の たかいし 高い意思 そつうしえん 疎通支援 を 行う ものの はけんじぎょう 派遣事業	もう 盲ろう者向け つうやく 通訳・介助員派遣 じぎょう 事業	22	22	22
		しつごしょうしゃむ 失語症者向け いしそつうしえんしゃ 意思疎通支援者 はけんじぎょう 派遣事業	120	132	145
	せいしんしょうがいしゃちいきせいかつしえん 精神障害者地域生活支援 こういきちようせいとうじぎょう 広域調整等事業				
	ちいきせいかつしえんこういき 地域生活支援広域 ちょうせいとうじぎょう 調整等事業	きょうぎかい 協議会の開催 かいすう 回数	3	3	3
	ちいきいこう 地域移行・地域生活 しえんじぎょう 支援事業	ピアサポート従事 しゃすう 者数	3	3	3
	さいがいじこころ 災害時心のケア体制 せいびじぎょう 整備事業	せんもんそうだんいん 専門相談員の配置 の有無	あり 有	あり 有	あり 有
	はったつしょう 発達障がい者支援地域協議会	かいさいかいすう 開催回数	2	2	2

	サービス	たん い 位	2027年度	2028年度	2029年度
地域生活支援事業（任意事業） ①	ふくし うんえい 福祉ホームの運営	ていいん 定員	37	37	37
	ほうもんにゆうよく 訪問入浴サービス事業	りようにんずう 利用人数	213	220	227
		のべりようにんずう のべ利用人数	11,513	11,883	12,266
	せいかつしえん 生活支援 事業 (生活 訓練等 事業)	ちゅうとしつめいしゃ 中途失明者 しゃかいてきおうくんれん 社会適応訓練 事業	364	364	364
		ちようかくしやう 聴覚障がい者 しゃかいせいかつきやうしつ 社会生活教室 かいさいじぎやう 開催事業	427	427	427
	にっちゅういちじしえんじぎやう 日中一時支援事業	りようにんずう 利用人数	591	591	591
		のべりようにんずう のべ利用人数	27,629	27,629	27,629
		かしょう 箇所数	48	48	48
	じどうはつたつしえん 児童発達支援センター等の きのうきやうか 機能強化 【再掲：障がい児地域支援マ ネジメント事業の実施】	ほうもんかいすう 訪問回数	813	813	813
	かつどうとうしえん レクリエーション活動等支援	かいさいかいすう 開催回数	1	1	1
	てんじ 点字・ こえ 声の こうほうとう 広報等	てんじ 点字さっぽろ・ こえ 声のさっぽろ はっこう 発行	りようしゃすう 利用者数	485	485
	はっこう 発行 じぎやう 事業	てんじそくじ 点字即時ネット じぎやう ワーク事業	のべりようしゃすう のべ利用者数	4,356	4,356
	ほうしえん 奉仕員 ようせい 養成	てんやくほうしえん 点訳奉仕員 ようせいじぎやう 養成事業	しゅうりよう み こ 修了見込み者数	10	0
	けんしゅう 研修 じぎやう 事業	ろうどくほうしえん 朗読奉仕員 ようせいじぎやう 養成事業	しゅうりよう 修了見込み者数	10	0
	じどうしゃかいぞうほじぎやう 自動車改造補助事業	りようにんずう 利用人数	35	35	35

	サービス		単 位	2027年度	2028年度	2029年度
地域生活支援促進事業	障がい者ICTサポート総合推進事業		実施の有無	あり	あり	あり
	障がい者虐待防止対策支援事業		虐待防止の相談窓口の設置箇所数	30	30	30
	重度訪問介護利用者の大学就学支援事業		事業の利用見込み者数	2	2	3
	重度障がい者等就労支援事業		支給決定見込み者数	30	30	30
	特別促進事業	施設入浴サービス事業	利用人数	7	7	7
			のべ利用人数	290	290	290
		重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業	利用人数	22	22	22
			のべ利用人数	34	34	34
		身体障がい者あんしんコール事業	利用人数	47	47	47
	発達障がい者支援体制整備事業 【再掲：発達障害者支援センターによる機関支援・研修等】		関係機関への助言件数	800	800	800
			外部機関や地域住民への研修、啓発件数	250	250	250
	医療的ケア児等総合支援事業 【再掲：医療的ケアを必要とする障がいのある子どもの支援関係】		サポート医師による巡回指導回数	519	519	519
			医療的ケア児支援者養成研修受講者数	85	85	85
	発達障がい児者及び家族等支援事業	【再掲：支援プログラムの実施】	受講者数	20	20	20
		【再掲：ペアレントメンターの養成】	ペアレントメンターの人数	27	27	27
		【再掲：ピアサポート活動支援の実施】	ピアサポート活動支援への参加人数	250	250	250

	サービス		たん 単 位	ねん ど 2027年度	ねん ど 2028年度	ねん ど 2029年度
地域生活支援促進事業 ちいきせいいかつしえんそくしんじぎょう	せいしん 精神 しょうがい 障害に たいおう も対応し た地域 包括ケア システム の構築 すいしんじぎょう 推進事業	【再掲：保健・医療・福祉関係者による協議】	かいさいかいすう 開催回数	3	3	3
			もくひょうせってい 目標設定・活動状況 の把握及び評価の 実施回数	1	1	1
		【再掲：精神障がいのある方の障害福祉サービス種別ごとの利用者数】	ちいきいこうしえん 地域移行支援の利用 者数（人/年）	21	20	19
			ちいきていしえん 地域定着支援の 利用者数（人/年）	12	12	12
			きょうどうせい 共同生活援助の 利用者数（人/月）	2,603	2,890	3,177
			じりつせい 自立生活援助の利用 者数（人/月）	35	41	50
			じりつくんれん 自立訓練（生活訓練） （人/年）	109	107	105
			たんにゅうしよ 短期入所（人/年）	328	352	376

	サービス		たん 単 位	ねん ど 2027年度	ねん ど 2028年度	ねん ど 2029年度
その他の社会参加にかかる支援 た しゃかいさんか しえん	しょう 障がい者就業・生活相談 支援事業		そうだんけんすう 相談件数	29,640	29,640	29,640
			しゅうしよく 就職に結びついた 人数	154	154	154
	そうぞう 創造の 機会の 拡大	きょうようこうしゅうかい 教養講習会	さんかしゃすう のべ参加者数	327	327	327
		しょう 障がい者向け ぶんかげいじゅつたいけんじぎょう 文化芸術体験事業	さんかにんずう 参加人数	351	351	351
	さくひんとう 作品等の発表の機会の確保		じっしかいすう 実施回数	5	5	5
	しかくどう 視覚等に しょう 障がいの ある方の どくしょかんきょう 読書環境 の整備	しかくしょうがいしゃじょうほうそうどう 視覚障害者情報総合 ネットワーク（Ⅰ）	とうろくにんずう 登録人数	371	371	371
		でんし 電子図書館	かしだしさすう 貸出冊数	64,000	64,000	64,000

(1) 地域生活支援事業

【概要】

地域生活支援事業は、障がいのある方がその持っている能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村などを中心として、地域で生活する障がいのある方のニーズをふまえ、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

【実施主体】

地域生活支援事業は、市町村がおこなう市町村地域生活支援事業と、都道府県が行う都道府県地域生活支援事業に分かれます。札幌市では市町村地域生活支援事業を実施します。事業によっては、その全部または一部を団体等に委託して実施します。

地域生活支援事業（必須事業）

理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

自発的活動支援事業

障がいのある方やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対して必要な支援を行います。

相談支援事業

障がいのある方が地域で自立した日常生活や社会生活を送るために、本人・家族・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められ、本人や親族等による申立てが期待できない知的障がいのある方、精神障がいのある方について、親族等に代わって市長が家庭裁判所への申立てを行います。また、市長申立て事業において、資産・収入等の要件を満たした方に対し、その申立て費用及び成年後見人等に対する報酬の助成を実施します。

さらに、経済的な理由により成年後見制度が利用できないことがないように、本人、親族申立て事業においても、市長申立て事業と同様に助成を実施します。

成年後見制度法人後見事業

身寄りのない方が判断能力を欠く状態になり、市長が法定後見の申立てを実施したケースのうち、十分な資産がないなど一部のケースについて、法人として成年後見人を受任し、本人に代わって法律行為を行います。

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある

障 がいのある方などに、手話通訳や要約筆記を行う人を派遣し、意思疎通を支援します。

日常生活用具給付事業

障 がいのある方に、自立生活支援用具などの給付を行います。

手話奉仕員養成研修事業

聴覚障 がいのある方などの意思疎通支援に必要な手話奉仕員を養成します。

移動支援事業

屋外での移動に 著 しい困難がある方に、外出のための支援を行います。

地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障 がいのある方の地域生活の支援を促進します。

発達障 害者支援センター運営事業

発達障 害者支援センターを拠点として、自閉症など発達障 がいのある方や家族に対する支援を総合的に 行います。

障 がい児等療 育支援事業

障 がいのある方やその家族の地域生活を支えるため、専門の職 員が、保育所等への療 育指導や療 育支援を行います。

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成します。

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣します。

精神障 害者地域生活支援広域調整等事業

ア 地域生活支援広域調整等事業

精神障 害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するために、保健、医療、福祉関係者による協議を行います。

イ 地域移行・地域生活支援事業

精神障 がいのある方の視点を重視した支援を充 実させる観点や、入院中の精神障 がいのある方の退院に向けた意欲を喚起する観点から、ピアサポートを活用します。

ウ 災害時心のケア体制整備事業

災害時などの緊急時においても、専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、専門的なケアを必要とする方のための日常的な相談体制の強化を図ります。

発達障 がい者支援地域協議会による体制整備事業

【再掲：発達障 がい者支援地域協議会の開催】

発達障 がい児者やその家族、学識経験者、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者が地域における支援体制整備の充 実について協議を行う協議会を開催します。

地域生活支援事業（任意事業）

福祉ホームの運営

現に住居を求めている障がいのある方に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用いただくとともに、日常生活に必要な支援を行います。

訪問入浴サービス事業

入浴者を自宅に派遣して入浴サービスを提供し、身体に障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

生活支援事業（生活訓練等事業）

障がいのある方などに日常生活上必要な訓練などを行います。

日中一時支援事業

障がいのある方などの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息をはかるために、障がいのある方などを一時的に預かり介護します。

児童発達支援センター等の機能強化

【再掲：障がい児地域支援マネジメント事業の実施】

地域に配置された障がい児地域支援マネージャーが、担当地区内の障害児通所支援事業所を訪問して、療育情報の把握と提供、療育への技術支援や関係機関との支援調整を行います。

レクリエーション活動等支援

札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある方などが社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある方のために、点訳、音訳、その他のわかりやすい方法により、広報さっぽろの情報等、障がいのある方が地域生活を送る上で必要度の高い情報を定期的に提供します。

奉仕員養成研修事業

視覚に障がいのある方などの意思疎通支援に必要な点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成します。

自動車改造補助事業

自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

(2) 地域生活支援促進事業

【概要】

地域生活支援促進事業とは、地域生活支援事業でさだめる事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施するため、国として促進すべき事業として位置づけられたものです。

【実施主体】

地域生活支援促進事業は、市町村が行う市町村地域生活支援促進事業と、都道府県が行う都道府県地域生活支援促進事業にわかれます。札幌市では市町村地域生活支援促進事業を実施します。事業によっては、その全部または一部を団体等に委託して実施します。

障がい者ICTサポート総合推進事業

障がいのある方の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「札幌市障がい者ICTサポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進することを目的に、ICTに関する利用相談や情報提供、パソコン講習、パソコンボランティアの養成及び派遣を行います。

障がい者虐待防止対策支援事業

障害者虐待防止法に基づき障がい者虐待相談窓口を設置するとともに、夜間・休日対応のための緊急窓口にて24時間365日の通報受付を行います。また、セミナーなどの開催や啓発リーフレット配布等、虐待防止に関する普及・啓発により未然防止や早期発見に努めるとともに、関係機関などとの情報共有や連携強化を図ることで、迅速かつ適切な支援を可能とする体制の整備を進めます。

重度訪問介護利用者の大学就学支援事業

重度障がい者が就学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間、重度障がい者に対して就学に必要な身体介護等を提供し、障がいのある方の社会参加を促進します。

重度障がい者等就労支援事業

重度障がい者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施します。

とくべつそくしんじぎょう 特別促進事業

ア 施設入浴サービス事業

施設の入浴設備を利用して入浴の機会を提供し、身体に障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

イ 重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業

寝たきりの重度身体障がいのある方が自宅で使用している寝具などの洗濯乾燥を行うことで、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

ウ 身体障がい者あんしんコール事業

ボタンを押すだけで受信センターにつながる通報機器を自宅に設置し、健康などの相談に24時間対応するほか、受信センターから定期的な連絡（月1回程度）を行うことで安否を確認します。

はったつしょう しゃしえんたいせいせいびじぎょう 発達障がい者支援体制整備事業

【再掲：発達障害者支援センターによる機関支援・研修等】

発達障害者支援センターにおいて、福祉、教育、司法等の関係機関に対し、発達障がいに関する専門的な助言などの機関支援を行います。特に、発達障害者地域支援マネジャーは、二次障がいや行動障がいがあるなど、支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの機関支援を行います。

また、見た目では分かりづらい発達障がいの特性に関する理解が深まるよう、外部機関や地域住民への研修、普及啓発を実施します。

いりようてき じどうそうごうしえんじぎょう 医療的ケア児等総合支援事業

【再掲：医療的ケアを必要とする障がいのある子どもの支援関係】

医療的ケアを必要とする障がいのある子どもを支援する学校や事業所等へのサポート医師による巡回指導等を実施するとともに、医療的ケア児支援者養成研修の充実により、地域におけるサポート体制づくりを推進します。

発達障がい児者及び家族等支援事業

【再掲：ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施】

保護者が子どもの発達障がいの特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するため、ペアレントプログラム（主に子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に子どもへの対応方法を身につける）を実施します。

また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施します。

【再掲：ペアレントメンターの養成】

発達障がい児の子育て経験のある保護者が、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者に対して相談を行うペアレントメンターの養成を行います。

【再掲：ピアサポート活動支援の実施】

発達障がいのある方や保護者、家族同士が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援を実施します。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【再掲：保健・医療・福祉関係者による協議】

保健、医療（精神科）、福祉、介護、障がいのある方、家族の参加をえて、地域包括ケアシステムを構築について協議します。また、札幌市の実情に応じた目標設定や取組、評価を行います。

【再掲：精神障がいのある方の障害福祉サービス種別ごとの利用者数】

地域包括ケアシステムを構築するため、精神障がいのある方の障害福祉サービスの利用状況を把握し、協議の場における検討等に活かしていきます。

(3) その他の社会参加にかかる支援

すべての人の社会参加において就労は重要な要素のひとつであり、障がいのある方にとってもそれは同じであることから、障がいのある方の雇用促進や職場定着に向けた支援が必要です。

また、障がいのある方の地域における社会参加を促進するためには、多様なニーズを踏まえた支援が必要です。障がいのある方が、文化芸術を鑑賞する機会または創造や発表などの多様な活動に参加する機会を創出したり、視覚などに障がいのある方の読書環境の整備・充実を図ります。

障がい者就業・生活相談支援事業

障がいのある方の雇用の促進と就労の安定を図るため、就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して「ジョブサポーター」や支援員による雇用促進・職場定着支援を図ります。

創造の機会の拡大

各種教養・文化活動を札幌市身体障害者福祉センターにおいて実施するとともに、障がいのある方のための参加型の音楽ワークショップを実施します。

作品等の発表の機会の確保

障がい者週間記念事業の一環として実施する楽芸会（障がい者の文化芸術の発表会）などの開催を通じて、作品等の発表・鑑賞の機会を提供します。

視覚等に障がいのある方の読書環境の整備

視覚等に障がいのある方に情報提供を行うインターネットを利用した図書館（サピエ）の活用など、読書環境の整備を図ります。